

令和 8 年度 第 1 回松伏町農業委員会会議録

会 議 日 時	令和 8 年 4 月 2 7 日 (水) 午後 4 時 0 0 分
会 議 場 所	松伏町役場本庁舎 2 階 2 0 1 会議室
開 会 時 刻	午後 4 時 0 0 分
閉 会 時 刻	午後 5 時 0 0 分
議 長	藤江 健広

委員出欠状況

議席	氏 名	出欠席	議席	氏 名	出欠席
1	岡 野 正 幸	○	2	横 川 朝 治	○
3	石 塚 要	○	4	飯 島 明	○
5	須 賀 喜佐子	○	6	横 川 和代子	○
7	滑 川 浩	×	8	松 崎 一 男	○
9	永 野 浩 司	○	1 0	山 崎 良 夫	○
1 1	小 島 康 平	○	1 2	竹 内 隆	×
1 3	八 木 大 輔	○	1 4	藤 江 健 広	○
	舩 田 晃 (最適化推進委員)	○		小 島 雄 一 (最適化推進委員)	○
	柴 田 光 善 (最適化推進委員)	○		山 崎 富 康 (最適化推進委員)	○
	砂 川 進 (最適化推進委員)	○		三反崎 善 隆 (最適化推進委員)	○
	内 藤 玉 江 (最適化推進委員)	○			

事 務 局	事務局長 松本 事務局長補佐 八子 主査 吉田 主任 福永
-------	----------------------------------

議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名について
 日程第 2 諸報告について
 日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書の許可を求める件について
 日程第 4 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請書の承認を求める件について
 日程第 5 議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 1 9 条第 6 項の規定による地域計画の変更に伴う農業委員会の意見を求める件について
 日程第 6 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
 日程第 7 報告第 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約について

会議の件名	発言者	議事録
1 事務局長挨拶	事務局長	事務局長の挨拶
2 会長挨拶	会長	会長の挨拶
3 開会	議長	会議の開会を宣言
4 議事		
会議録署名委員の指名について	議長	会議録署名委員は、松伏町農業委員会総会会議規則第13条の規定により、横川朝治委員、石塚要委員の2名を指名する。
諸報告について	議長	総務又は農地委員長からの報告を求める。
	総務委員長 農地委員長	意見なし。
	議長	農協・土地改良区・認定農業者協議会からの報告を求める。
	各該当委員	意見なし。
議案第1号	議長	議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書の許可を求める件について」、事務局より説明を求める。
	事務局	<ul style="list-style-type: none"> 申請地は譲渡人の労力不足を理由として、譲受人が経営拡大を目的に所有権移転を行うもの。 譲受人世帯の経営農地面積は、取得後17,950㎡となり、また、耕運機、軽トラック、草刈り機及び噴霧器等の農機具を保有していることから、営農に必要な機械等は確保されている。 さらに、譲受人は長年の農業経験を有し、申請地までの通作距離も近距離であること、世帯全体の農作業従事日数は年間150日以上であり、常時従事要件を満たしている。 また、地域農業者と協調した営農を継続する意向であり、周辺農地への農業上の利用に支障を及ぼすおそれはないものと考えられる。 以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしているものと考えられる。
	議長	議案第1号について、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告を求める。
	須賀委員	<ul style="list-style-type: none"> 4月20日、書類審査と現地調査を行った。 事務局の説明のとおり書類に不備はなく、また、現地確認による違反は確認できなかった。
	議長	質問等を求める。
	各委員	意見なし
	議長	【採決により、全委員が承認】
議案第2号	議長	議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請書の承認を求める件について」、事務局より説明を求める。
	事務局	<ul style="list-style-type: none"> 本件は、過去に許可となった資材置場計画について、計画変更を行うものである。 変更理由については、当初は対象機器の調達時期が不透明であったことから計画に含めていなかったが、許可後に調達可能となったため、業務効率向上及び機会確保の観点か

		<p>ら設置を計画したものであり、対象機器による周辺農地への影響はないとのこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、資金計画については金融機関との当座貸越契約により対応する計画であることから、資金面に問題はなしとのこと。 ・さらに、事前審査及び現地調査時に対象機器が搬入されていた件については、事務局において関係機関へ確認を行った結果、当初許可の範囲を超える工事は実施されておらず、資材についても搬出可能な状態であることから、現時点では違反には当たらないとの見解であった旨の説明があった。 ・また、申請代理人からは、対象機器の保管場所確保のため現地へ搬入したものであり、設置工事については許可後に実施する予定であるとの報告を受けている。
	議長	議案第2号について、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告を求める。
	横川委員	<ul style="list-style-type: none"> ・4月20日、書類審査と現地調査を行った。事務局の説明のとおり書類に不備はなかった。 ・また、現地確認において一部疑義が生じたが、事務局確認のとおり違反は確認できなかった。
	議長	質問等を求める。
	議長	変更前の申請時に雨水阻害行為に該当していたが、今回の計画変更に伴う雨水阻害行為への対処はしているのか。
	事務局	町の雨水阻害行為に関する所管課であるまちづくり整備課に確認したところ、計画変更に伴う手続きを行っているとのこと。
	議長	質問等を求める。
	各委員	(意見なし)
	議長	【採決により、全委員が承認】
議案第3号	議長	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第3号「農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画の変更に伴う農業委員会の意見を求める件について」、本件は私自身に関連する議案のため、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、一時退席する。 ・議事進行は、農業委員会等に関する法律第5条5項の規定により、八木会長職務代理に引き継ぐ。
	八木会長職務代理	議案第3号「農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画の変更に伴う農業委員会の意見を求める件について」、事務局より説明を求める。
	事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・本件は、地域計画区域内における農地転用に関連し、地域計画から除外するための変更手続きについて、町から農業委員会へ意見を求められているものである。 ・計画者は越谷市内に本店を置く法人であり、申請内容は資材置場(中古車置場)として利用する計画である。 ・また、地域計画の変更にあたっては、農地の集積・集約化への支障の有無、担い手への農用地集積率への影響及び農地の集団化への影響等について審議する必要がある。

		<ul style="list-style-type: none"> さらに、地域計画から除外された場合であっても、農地転用許可が直ちに認められるものではなく、転用申請時に改めて農地法に基づく審査を行うこととなる。
	八木会長職務代理	議案第3号について、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告を求める。
	岡野委員	<ul style="list-style-type: none"> 4月20日、書類審査と現地調査を行った。 事務局の説明のとおり書類に不備はなく、また、現地確認による違反は確認できなかった。
	八木会長職務代理	質問等を求める。
	岡野委員	<ul style="list-style-type: none"> 申請地周辺で営農する農業者から意見を聞き取りした。 申請地周辺では、農業経営者による耕作が行われており、申請地付近には田と畑の間に排水路が設置されている。また、当該排水路は周辺農地の営農において重要な役割を果たしていることから、計画変更に伴い排水機能に支障が生じないように十分配慮してほしい旨の意見があった。 特に、現在の排水路について、埋設や形状変更を行う場合には、排水能力が低下しないよう適切な整備を行い、周辺農家の営農に影響が生じないように対応していただきたいとの意見があった。
	八木会長職務代理	質問等を求める。
	各委員	(意見なし)
	八木会長職務代理	【採決により、やむを得ないに賛成多数】
	八木会長職務代理	以上で、藤江委員の復席を認め、議長の任をおりる。
報告	議長	報告について、事務局より説明を求める。
	事務局	<ul style="list-style-type: none"> 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」、1件の届出があった。 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約について」、1件の届出があった。 届出内容につきましては、議案書記載のとおりである。
	議長	以上をもって、本日の議事は全て終了する。
5 閉会	八木会長職務代理	会長職務代理の挨拶

午後5時00分、八木会長職務代理の閉会の辞を以って終了する。
 会議の顛末を記載し、その正当なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____